

管轄裁判所について

申立て先裁判所	所在地	ご本人がお住まいの住所地
大阪家庭裁判所 後見センター	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-13 TEL 06-6943-5872	大阪市、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、豊能郡、三島郡
大阪家庭裁判所 堺支部 後見センター	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-28 TEL 072-223-8949	堺市、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市、南河内郡
大阪家庭裁判所 岸和田支部 後見センター	〒596-0042 岸和田市加守町4-27-2 TEL 072-441-6804	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡

申立て先の裁判所（管轄裁判所）は、ご本人が現在お住まいの住所地（入所施設、入院中の病院など。住民票の住所地とは限りません。）により異なりますので、必ず上記一覧表でご確認ください。

上記以外にご本人の住所地がある場合は、その住所地を管轄する家庭裁判所の管轄となりますので、当該家庭裁判所までお問い合わせください。